

いくのがくえんしょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ びーたーばん
いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」
していつぱんそうだんしえんりょうけいやくしよ
指定一般相談支援利用契約書

いくのがくえんしょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ びーたーばん りょうしゃ い か りょうしゃ
いわき生野学園障害（児）者相談支援事業所「ピーターパン」利用者（以下、「利用者」
しゃかいふくしほうじん がくえん
といます。）と社会福祉法人 いわき学園（以下、「事業者」といます。）は、事業者
りょうしゃ たい おこな していつぱんそうだんしえん ちいきいこうしえんけいかくおよびちいきていちゃくしえんだいちょう
が利用者に対して 行う指定一般相談支援（地域移行支援計画及び地域定着支援台帳
さくせい つぎ とお けいやく
の作成）について、次の通り契約します。

だい1じょう けいやく もくてき
第1条（契約の目的）

ほんけいやく りょうしゃ い しおよ じんかく そんちょう りょうしゃ たちば た てきせつ しょうがいしゃ
本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害者
そうだん おこな ちいき じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
の相談を行い、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことがで
きよう じぎょうしゃ りょうしゃ たい しょうがいしゃそうごうしえんほうれい しゅし もと してい
いつぱんそうだんしえん さーびす てきせつ ていきょう きた
一般相談支援サービスを適切に提供することを定めます。

だい2じょう けいやくきかん
第2条（契約期間）

1 ほんけいやく ゆうこうきかん かき
本契約の有効期間は、下記のとおりとする。

けいやくきかん けいやくていけつ ひ けいやくしゃ ちいきていちゃくしえんだいちょうさくせいひ しきゅうきかん
契約期間：契約締結の日から契約者の地域定着支援台帳作成費の支給期間の
しゅうき
終期まで。

2 けいやくまんりょうび りょうしゃ じぎょうしゃ たい ぶんしょ けいやくしゅうりょう もう
契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し
で ばあい けいやく じどうこうしん
出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

にゅうしょ にゅういん ちいきせいかつ いこう いていきかんしゅうちゅうてき しえん ひつよう にんてい
・入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要と認定
された者

けいやくきかん けいやくていけつ ひ ちいきいこうしえんけいかくさくせいひ しきゅうきかん しゅうき
契約期間：契約締結の日から地域移行支援計画作成費の支給期間の終期まで。

ちいき せいかつ もの つぎ じょうたい みずからふくし さーびす りょう
・地域で生活している者であって次の状態であり、自ら福祉サービスの利用に
かん ちょうせい おこな こんなん けいかくてき しえん ひつよう にんてい
関する調整を行うことが困難であり計画的な支援を必要とすると認定された
もの者。

ちてきしょうがい せいしんしょうじょう みずからてきせつ さーびす ちょうせい で き な い
・知的障害や精神症状のため、自ら適切なサービス調整が出来ない。

きわ じゅうど しんたいしょうがい りょう ひつよう れんらく ちょうせい で き
・極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整が出来
ない。

じゅうどしょうがいしゃほうかつしえん たいしょうしゃ ようけん がいとう もの じゅうどほうもんかいごとう
・重度障害者包括支援の対象者の要件に該当する者のうち重度訪問介護等
た しょうがいふくし さーびす しきゅうけつてい う もの
他の障害福祉サービスの支給決定を受けた者。

だい3じょう そうだんし えんせんもんいん そうだんし えんいん
第3条 (相談支援専門員・相談支援員)

じぎょうしゃ しょうがいしゃそうごうし えんほう さだ そうだんし えんせんもんいん そうだんし えんいん りょうしゃ
事業者は、障害者総合支援法に定める相談支援専門員・相談支援員を利用者へ
のちいきいこうし えんおよびちいきいていちゃくし えん たんとう もの にんめい せんてい
地域移行支援及び地域定着支援を担当する者として任命し、その選定または
こうたい おこな ばあい りょうしゃ しめい ぶんしょ つうち
交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

だい4じょう ちいきいこうし えんけいかくおよびちいきいていちゃくし えんだいちょうさくせい し えん
第4条 (地域移行支援計画及び地域定着支援台帳作成の支援)

じぎょうしゃ つぎ かくごう さだ じこう そうだんし えんせんもんいん そうだんし えんいん たんとう ちいき
事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員・相談支援員に担当させ、地域
いこうし えんけいかくおよびちいきいていちゃくし えんだいちょう さくせい し えん
移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成を支援します。

① ちいきいこうし えんけいかく さくせい
地域移行支援計画の作成

りょうしゃ ぐたいてき いこう ちょうしゅ せいしんかびょういん にゅうしよしせつとう かんけいしゃ こべつ
利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別
し えんかいぎ かいさいとう ぜんてい さくせい
支援会議の開催等を前提として作成します。

② りょうしゃ ほうもん りょうしゃおよ かぞく めんせつ じょうほう しゅうしゅうまた ていきょう こと
利用者を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集又は、提供することで
かいけつ
解決

すべき くだい はあく しんらいかんけい こうちく たいいん たいしよ む ぐたいてき いめーじ
すべき課題を把握し、信頼関係を構築し、退院・退所に向けた具体的なイメージ
つく
を作ります。

③ りょうしゃ ほうもん ちいき いこう ふあん どうきづけ いじ ため
利用者を訪問し、地域へ移行するにあたっての、不安や動機付けの維持の為の
そうだん ちょうしゅ
相談を聴取します。

④ しょうがいふくし さーびす じぎょうしよ こうてききかん にちゅうかつどう たいけん けんがく どうこうし えん おこな
障害福祉サービス事業所、公的機関や日中活動の体験、見学に同行支援を行な
います。

⑤ ちいきいこう む じたく がいはく ひとり ぐ るーぷ ほーむ など たいけんしゅくはく
地域移行に向けた、自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
のし えん おこ
の支援を行ないます。

⑥ せいしんかびょういん にゅうしよしせつとう かんけいしゃ こべつし えんかいぎ かいさい ちょうせいとうかんけいきかん
精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催や調整等関係機関
とのれんけい
連携をとります。

⑦ たいいん たいしよご じゅうきよ にゅうきよてつづき し えん おこな
退院・退所後の住居の入居手続きの支援を行います。

⑧ たいいん たいしよご ひつよう ぶつびん こうにゅう ぎょうせい てつづ どう どうこうし えん
退院・退所後の必要な物品の購入や行政の手続き等に同行支援をします。

⑨ たいいん たいしよご せいかつ かか かんけいきかん れんらくちょうせい じりつし えんきょうぎかい れんけい
退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整、自立支援協議会との連携を
おこ
行ない、地域移行支援がより充実したものになる様、体制を作ります。

⑩ ちいきいこうし えん しょうがいふくし さーびす じぎょうしよとう かん さーびす ないよう
地域移行支援における障害福祉サービス事業所等に関するサービスの内容、
りょうりょうなど じょうほう てきせい りょうしゃおよ かぞく ていきょう りょうしゃ さーびす
利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの
せんたく もと
選択を求めます。

⑪ ていきょう さーびす 目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点
を盛り込んだちいきいこうし えんけいかく げんあん さくせい
等を盛り込んだ地域移行支援計画の原案を作成します。

⑫ ちいきいこうし えんけいかく げんあん いちづ しょうがいふくし さーびす じりつし えん
地域移行支援計画の原案に位置付けた障害福祉サービス等について、自立支援
きゅうふ たいしよ うえ くぶん うえ しょうい ないよう りょうりょうとう
給付の対象になるか否かを区分した上で、その書類、内容、利用料等について

利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑬ その他、地域移行支援計画の作成に関する必要な支援を行いません。

⑭ 地域定着支援台帳の作成

利用者の緊急時に必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先を
利用者との面談等により聴取した上で、緊急時の迅速な対応に備え台帳を
作成します。

第5条 (経過観察・再評価)

事業者は、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成後、次の各号に定める事項を相談支援専門員・相談支援員に担当させます。

① 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。

② 地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の変更の支援、障害程度区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条 (施設入所への支援)

事業者は、利用者が障害者入所施設への入所を希望した場合、利用者に障害者入所施設の紹介その他の支援をします。

第7条 (支援計画・支援台帳の変更)

利用者が地域移行支援計画・地域定着支援台帳の変更を希望した場合、又は事業者が地域移行支援計画・地域定着支援台帳の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって地域移行支援計画・地域定着支援台帳を変更します。

第8条 (利用者負担上限管理)

事業者は、地域移行支援計画・地域定着支援台帳の作成対象者についての利用者負担額等の上限管理を行います。

第9条 (障害福祉サービス支給申請による援助)

1 事業者は、利用者が障害程度区分認定等の更新申請及び、状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、障害福祉サービス支給申請を利用者に代わって行います。

第10条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、相談支援の提供に関する記録を作成する事とし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条 (料金)

- 1 事業者が提供する地域移行支援計画・地域定着支援台帳作成に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、契約者の自己負担はありません。
- 但し、事業者がサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。
- 2 前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて地域移行支援計画・地域定着支援台帳の作成の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第12条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定相談支援事業者に関する情報を利用者へ提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や相談支援員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちに

この契約を解約することができます。

- 4 利用者の地域移行支援計画作成費・地域定着支援台帳作成費が取り消された場合、この契約は自動的に終了します。

第13条 (秘密保持)

- 1 事業者の従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条 (身分証携帯義務)

相談支援専門員・相談支援員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した相談支援又は障害福祉サービス計画に位置づけた福祉サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者とは事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令・その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

じょうき けいやく しょうする ほんしょ 2 つう さくせい りようしゃ じぎょうしゃ きめいなついん うえ
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、
かく 1 つう ほゆう
各1通を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん がくえん
事業者名 社会福祉法人 いわき学園
いわき生野学園
いくのがくえん
しょうがい じ しゃそうだんしえんじぎょうしょ ぴーたーばん
障害(児)者相談支援事業所「ピーターパン」
じぎょうしゃじゅうしょ おおさかしいくのくしょうじ
事業者住所 大阪市生野区小路3-18-7
だいはうしゃしめい えんちょう しいほら まさのり
代表者氏名 園長 椎原 正法 印

りようしゃじゅうしょ
利用者住所

し めい いん
氏 名 印

※後見人を選定されている方は必ず後見人の方がご記入ください【代理人、後見人のどちらかにチェックをお願いします】

りようしゃ だいにん こうけんじん
利用者の 代理人 後見人
じゅう しょ
住 所

し めい いん
氏 名 印

ぞく がら
続 柄